

東京国立近代美術館工芸館 (国立工芸館) の清掃業務

仕様書

独立行政法人国立美術館
東京国立近代美術館工芸館

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書（以下「本書」という。）は、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館工芸館（以下「工芸館」という。）が「東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）の清掃業務」（以下「本件業務」という。）を実施する委託業者を募集及び選定するに当たって、本件業務の実施について、工芸館が委託業者に求める業務の要求水準を示したものである。

2. 清掃業務 館内及び外構清掃

業務を遂行するに当たり、委託業者は、国立工芸館（以下「対象施設」という。）の特殊性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないよう留意すること。また、対象施設への来館者に対しても遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応すること。

対象施設の建物・設備等について故障等が発生した場合、委託業者は、工芸館と連携し、速やかに技術者を派遣し対応すること。

なお、業務に使用する消耗品等は、すべて委託業者が用意すること。

本件業務の実施時期は予定時期として記載したものであり、業務実施に当たっては各企画展の開催スケジュール等に影響を及ぼさないよう、工芸館と実施時期を調整の上、必要な作業を行うこと。

清掃業務担当者の服装については、工芸館と協議の上、決定するものとする。業務従事中は制服を着用し、委託業者の従業員であることを明瞭にすること。また、制服に係る費用は、委託業者の負担とする。

(ア) 対象となる施設

東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）
石川県金沢市出羽町3-2

(イ) 履行期間

令和2年10月16日（金） から 令和3年7月4日（日）

(ウ) 業務内容

- (A) 【別紙1】を参照のこと。
- (B) 清掃作業は、対象施設が美術品の保存、展示施設であることを認識し、衛生管理はもとより、保存環境を整え鑑賞の場にふさわしい環境を保持するため、建物・備品等の破損及び汚損等がないように十分注意し、丁寧に行うこと。
- (C) 建物・備品等を破損した場合は、直ちに工芸館に報告し、その指示に従うこと。
- (D) 清掃器具及び使用材料は、作業内容並びに建築材質に適したものを使用すること。
- (E) 休館日は、事前に業務計画表を提出し、工芸館の承諾を得た上で、除草等、作業基準表中、回数頻度の少ない作業を重点的に行うこと。
- (F) 清掃作業は本書に記載のない事項であっても、建物の管理上、景観・衛生の点から実施すること。
- (G) 個別の清掃方法は【別紙2】を参照のこと。
- (H) 委託業者は、本書に定める清掃が完了したときは、その都度、作業報告書を提出し、工芸館の検査を受けるものとする。
- (I) 日常清掃作業終了後は、定期的に清掃実施箇所を巡回し、汚れがあった場合は直ちに対処すること。また、工芸館から指示があった場合についても同様とする。
- (J) 委託業者は、便所の汚損等があった場合は、必要に応じて消毒等適切な処置を行い、処置後の対応については、工芸館管理室の指示に従うものとする。
- (K) 委託業者は、館内にて発生した廃棄物を工芸館が指示する回収袋等を用いて取り纏め、工芸館が指示する廃棄物保管庫への移動を行うものとする。

(エ) 業務の実施時期・時間

実施時期	実施時間
原則として、開館日以外の土日祝祭日及び年末年始（12月29日～1月1日）を除く毎日（別紙3を参照のこと）	※8：15～18：00

※ただし玄関及び展示等（旧第九師団司令部庁舎）、館長室、名誉館長室、研究室、準備室、事務室は、9:15までに完了すること。